

大洲市における外部の労働者等からの公益通報に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の規定に基づき、外部の労働者等からの法に基づく公益通報を適切に処理するために必要な措置を定めることにより、公益通報者の保護及び事業者の法令遵守を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 外部公益通報 次のいずれかに該当する者が通報対象事実（法第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。以下同じ。）に関し、当該通報対象事実について処分又は勧告等を行う権限を有する本市の機関に対して行う同条第1項に定める公益通報をいう。

ア 労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。以下同じ。）又は労働者であった者

イ 派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）又は派遣労働者であった者

ウ 事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行い、又は行っていた場合において、当該事業に従事し、又は当該通報の日1年以内従事していた労働者若しくは労働者であったもの又は派遣労働者若しくは派遣労働者であったもの

エ 役員（法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法令（法及び法に基づく命令をいう。）の規定に基づき法人の経営に従事している者（会計監査人を除く。）をいう。）

(2) 外部公益通報者 外部公益通報をした外部の労働者等をいう。

(3) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を行う個人をいう。

（外部公益通報の受付等）

第3条 外部公益通報は、通報対象事実に関する処分又は勧告等の事務を所掌する所属（以下「担当課等」という。）において受け付けるものとする。

2 総務課に、外部公益通報相談窓口（以下「相談窓口」という。）を設置する。

3 相談窓口は、法に関する一般的な質問及び相談に関する受付並びに通報対象事実を所掌する担当課等への取次ぎ及び他の行政機関への照会を行う。

（外部公益通報者の責務）

第4条 外部公益通報者は、客観的かつ具体的な根拠に基づき、誠実に公益通報を行わなければならない。この場合において、自己若しくは他人の不当な利益を得る目的、他人に損害を加える目的又は敵意等個人的な感情によって通報してはならない。

（外部公益通報の方法）

第5条 外部公益通報の受付方法は、法第3条第2号に規定する書面その他の文書（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）によるものとする。

（外部公益通報の確認等）

第6条 担当課等は、外部公益通報があったときは、外部公益通報者の秘密保持に配慮しつつ、外部公益通報者の氏名及び連絡先並びに通報対象事実の内容等について、外部公益通報者に対し必要な確認を行い、通報内容整理票（様式第1号）に記録するものとする。この場合において、担当課等は、外部公益通報者の秘密は保持されることを外部公益通報者に対して説明するものとする。

2 担当課等は、前項の規定による確認の結果、通報対象事実の内容が他の所属が受け付けるべきものである場合にあっては当該他の担当課等を、本市が処分又は勧告等を行う権限を有しない場合にあっては、処分又は勧告等を行う権限を有する行政機関を、外部公益通報者に対し遅滞なく教示しなければならない。

3 担当課等は、第1項の規定により記録した通報内容整理票の写しを総務課長に提出しなければならない。

4 担当課等は、受け付けた通報を外部公益通報として受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、外部公益通報者に対し遅滞なく通知しなければならない。

（調査の実施）

第7条 担当課等は、外部公益通報を受理した場合において、必要と認めるときは調査を行うものとする。

2 担当課等は、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及びその理由を、外部公益通報者に対し遅滞なく通知するものとする。

3 担当課等は、調査の実施に当たっては、外部公益通報者の秘密を守るため、外部公益通報者が特定されないよう十分に配慮するとともに、遅滞なく、必要かつ適当と認められる方法により行わなければならない。

4 担当課等は、調査が終了したときは、調査の内容を調査結果記録票（様式第2号）に記録するとともに、その写しを総務課長に提出するものとする。

（受理後の教示等）

第8条 担当課等は、外部公益通報の受理後において、当該通報対象事実が当該担当課等ではなく他の担当課等又は他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかに

なったときは、当該外部公益通報者に対し、権限を有する担当課等又は行政機関を遅滞なく教示するものとする。

（調査に基づく措置の実施等）

第9条 担当課等は、調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、速やかに法令に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」という。）を講じなければならない。

2 担当課等は、前項の規定に基づき措置を講じたときは、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮するとともに、外部公益通報者に対し通報対象事実についての調査結果及び措置の内容を遅滞なく通知するものとする。

（協力義務）

第10条 通報対象事実に関し、処分又は勧告等をする権限を有する担当課等が複数ある場合においては、連携して調査を行い、又は措置を講ずるなど、相互に緊密に連絡し協力するものとする。

2 職員は、外部公益通報に関する調査の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行わなければならない。

（秘密保持の徹底等）

第11条 担当課等及び総務課に属する職員その他外部公益通報の処理に従事する者（以下「通報処理従事者」という。）は、当該処理の過程において知り得た秘密を漏らしてはならない。通報処理従事者でなくなった後も同様とする。

2 通報処理従事者は、自らが関係する外部公益通報の処理に関与してはならない。

（外部公益通報以外の通報の取扱い）

第12条 相談窓口は、外部公益通報以外の通報があった場合は、必要に応じ担当課等に情報提供するものとする。

2 担当課等及び相談窓口は、外部公益通報以外の通報の内容が法令遵守の観点から外部公益通報に準じた取扱いをすべきものであると判断したときは、外部公益通報の処理に準じて適切に処理しなければならない。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日大洲市要綱第39号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日大洲市要綱第28号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月1日大洲市要綱第67号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

通 報 内 容 整 理 票

担 当 課 等 名			受 付 担 当 者 名	
通 報 日 時		年 月 日 () 時 分		
通 報 の 方 法		郵便 ・ F A X ・ 電子メール ・ 書面提出		
通 報 者	氏 名		連 絡 先	
通 報 内 容				
1 通報対象事実の内容（いつ）（どこで）（どのような）				
2 通報対象事実の確認の方法				
3 通報対象事実を確認した日時及び場所				
4 証拠資料等の有無、提出の是非 有（ ） ・ 無 ／ 提出 できる ・ できない				
5 他に通報内容を知っている人の有無 有（ ） ・ 無				
6 その他特記事項				

様式第2号（第7条関係）

調 査 結 果 記 録 票

年 月 日

担 当 課 等 名		受付担当者名	
通 報 受 付 日			
調 査 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
通 報 者	氏 名 : 連絡先 :		
通 報 の 概 要			
調 査 の 方 法			
調 査 の 結 果			
特 記 事 項			